役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

社会福祉法人　緑会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人緑会（以下「この法人」という。）の定款第八条・第二一条及び定款施行細則第七条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは，理事及び監事をいい，評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。

（２）業務執行理事とは，この法人が設置運営している第１種社会福祉事業の救護施設と特別養護老人ホームの両施設長・両事務長（法人本部事務局長兼務）の理事に就任している者で、この法人の常勤職員就業規則を適用する常勤者をいう。

（３）非常勤の役員とは，役員のうち，業務執行理事以外の者をいう。

（４）報酬等とは，報酬，賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって，その名称の如何を問わない。また，費用とは明確に区分されるものとする。

（５）費用とは，職務遂行に伴い発生する交通費，旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の 経費をいい，報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　役員等に対しては，職務執行の対価として，次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし，この法人の職員を兼務し，職員給与が支給されている役員等に対しては，　報酬等は支給しない。

（１）業務執行理事	報酬（賞与，退職慰労金等）
（２）非常勤の役員	報酬
（３）評議員	報酬
（４）評議員選任・解任委員	報酬

（報酬等の額の算定方法）

第４条　業務執行理事に対する報酬等の額は，次に掲げる報酬等の区分に応じ，当該各号に 定める範囲内で，理事会の決議を経て理事長が定める。

（１）年俸制とし、その額は定款第二一条に規定されている総額が３千万円を超えない範囲内で、役職、経験年数、在籍年数、法人の経理状況、その他事情及び一般職員の年収を考慮する。

（２）退職慰労金等は、この法人の常勤職員就業規則を適用する。

２　非常勤の役員に対する報酬及び旅費の額は別表第１に定める額とする。

３　評議員に対する報酬及び旅費の額は別表第２に定める額とする。

４　評議員選任・解任委員に対する報酬及び旅費の額は別表第３に定める額とする。

（報酬等の支給方法）
第５条　業務執行理事に対する報酬等の支給の時期は，この法人の給与規定を適用する。
２　非常勤の役員、評議員及び評議員選任･解任委員に対する報酬及び旅費は，理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度，現金にて支給する。

（出張旅費）
第６条　役員等が法人業務のため出張する場合は，別表第４に定める額を支給する。
２　役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は，当該費用を支給する。

（公表）
第９条　この法人は，この規程をもって，社会福祉法第５９条の２第１項２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）
第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は，理事長が理事会の決議を経て，別に定める。

（改廃）
第１１条　この規程の改廃は，評議員会の承認を受けて行う。

附　　則
この規程は，平成２２年１１月１日より施行する。
平成２９年　６月２２日　　第　１次改訂
令和　４年　５月２０日　　第　２次改訂

別表第１（非常勤役員の報酬）

（１）理事長

業　務　内　容	日　　額	旅　費（注１）
理事会等会議への出席	３０，０００円	実　費
上記の他、法人・施設業務にための出勤	３０，０００円	実　費

（２）理事

業　務　内　容	日　　額	旅　費（注１）
理事会等会議への出席	１０，０００円	実　費
上記の他、法人・施設業務にための出勤	１０，０００円	実　費

（３）監事

業　務　内　容	日　　額	旅　費（注１）
監事監査等会議への出席	１０，０００円	実　費
上記の他、法人・施設業務にための出勤	１０，０００円	実　費

別表第２（評議員の報酬）

業　務　内　容	日　　額	旅　費（注１）
評議員会等会議への出席	１０，０００円	実　費
上記の他、法人・施設業務にための出勤	１０，０００円	実　費

別表第３（評議員選任・解任委員の報酬）
但し、事務局員及び理事会当日に当該委員会が開催されたとき重複して支給しない。

業　務　内　容	日　　額	旅　費（注１）
評議員選任・解任委員会会議への出席	１０，０００円	実　費
上記の他、法人・施設業務にための出勤	１０，０００円	実　費

別表第４（出張旅費）

旅費（注１）	宿　泊　費	報酬（１日）	そ　の　他
実　費	実　費	１０，０００円	実　費

（注１）　旅費は、公共交通機関を利用した場合の実費です。
　　また、マイカーを利用した場合は、１キロあたり２５円を支給します。